

墨田区子ども・子育て支援事業計画策定業務

量の見込み、確保の内容の検討 <教育・保育>

1 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)による

(一) 量の見込み（必要利用定員総数）

- ・教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行われるよう、地域の実情に応じた見込み量を定める。

(二) 提供体制の確保の内容及びその時期

(1) 提供体制の確保の内容及びその時期

- ・子ども・子育て支援制度が保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保を目的の一つとしていることに鑑みて、（略）定める。

(2) 市町村の認可に係る需給調整の考え方

- ・量の見込み（必要利用定員総数）に基づいて、地域型保育事業の認可にあたって需給調整する。

3. 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ③ (都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に基づく需給調整)

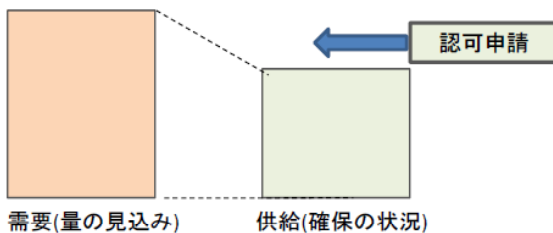
○子ども・子育て支援新制度では、認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう、認定こども園・保育所について、

- ①社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
- ②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

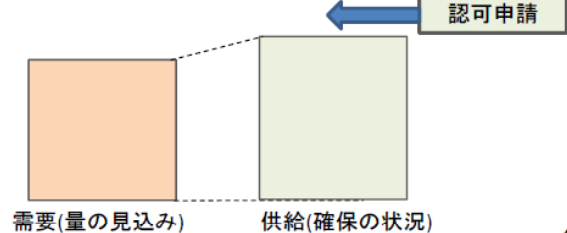
都道府県は、認定こども園、保育所の認可・認定申請時に、都道府県計画の区域ごとに、需要(量の見込み)と供給(確保の状況)により客観的に判断。

- －需要(量の見込み) > 供給(確保の状況＝区域内の定員数) → 適格性・認可基準を満たす申請者は原則認可
- －需要(量の見込み) < 供給(確保の状況＝区域内の定員数) → 需給調整

需要(量の見込み) > 供給(確保の状況)
→ 原則認可



需要(量の見込み) < 供給(確保の状況)
→ 需給調整



42

※地域型保育事業の需給調整は、市町村が市町村計画に基づき同様に判断。

※その他パワポ資料参照